




合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

西宮市では、障害のある人の社会参加を進めるため、事業者が合理的配慮の提供（点字メニューの作成・筆談ボードの購入・簡易スロープの設置など）を行ったときにその費用を助成します。

1 制度を利用できる団体

西宮市内に事業所を置く民間事業者

2 助成の対象となるもの

内容	上限額	補助率
コミュニケーションツールの作成 ・点字メニュー ・コミュニケーション支援ボード ・音声コードを用いたチラシ など 	5万円	50/100
物品の購入 ・筆談ボード ・音声拡張器 ・折りたたみ式スロープ など 	10万円	
改修工事の施工 ・簡易スロープ ・手すり ・多機能トイレ など 	20万円	

例 5,000円の筆談ボードを購入する場合
→ 5,000円の50/100の2,500円が助成されます。

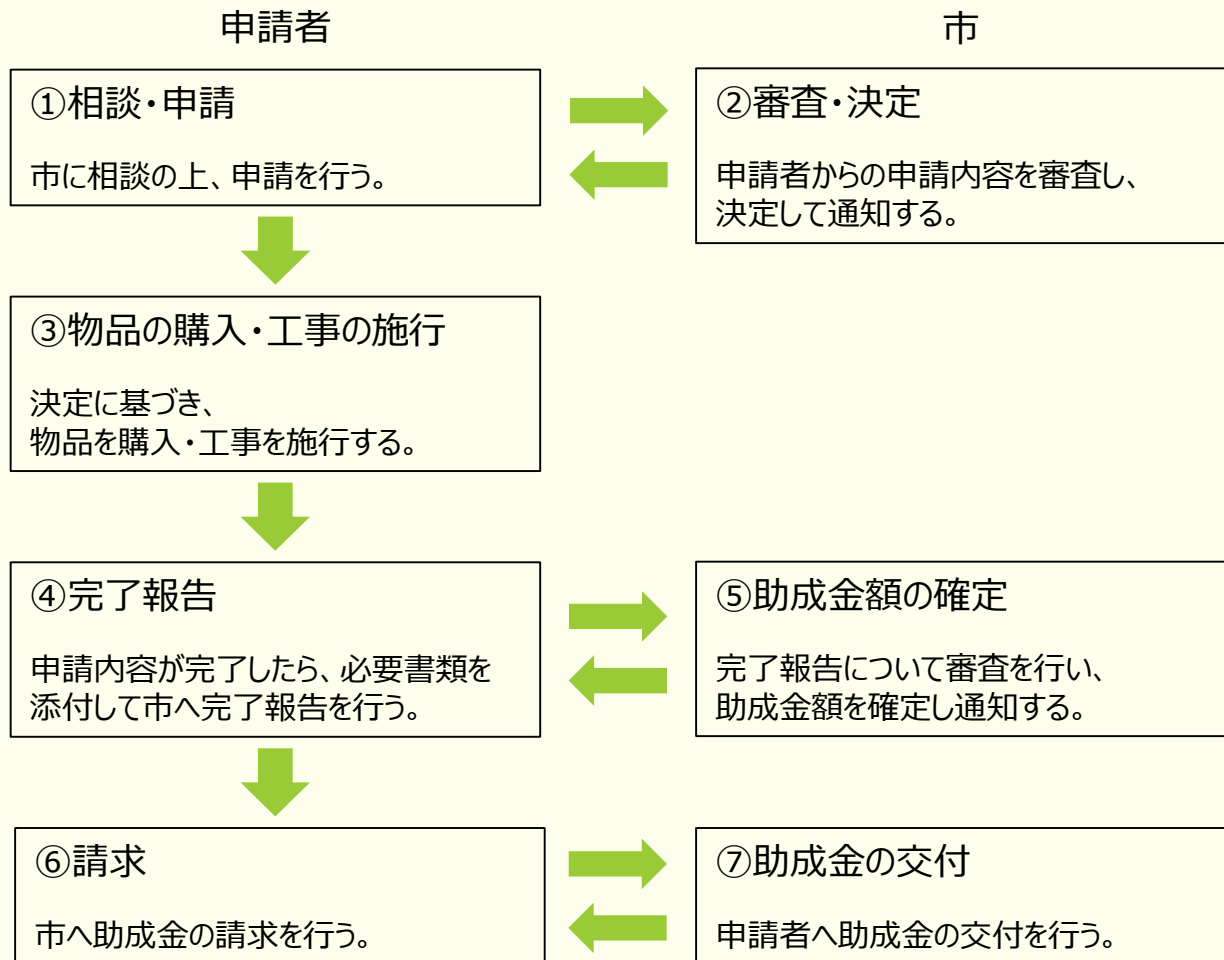
3 問い合わせ先

西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課

電話：0798-35-3147 ファックス：0798-35-5300



4 制度利用の流れ



合理的配慮とは？

障害のある人が障害のない人と同じように社会参加できるよう、無理のない調整を行うことです。例えば、お店の入り口に段差があると、車椅子に乗っている人は入ることができませんが、スロープを設置すれば入ることができます。また、喫茶店でメニューを選ぶ際、視覚障害のある人には点字メニュー、聴覚障害のある人には筆談ボードが用意されていれば意思疎通がスムーズになります。